## 【景観計画(地域区分別): 位置/目標・方針/届出対象/景観形成基準】

地域区分	景観形成	重点地区		景観形成	推進地区		一般地域
地域区为	深大寺通り周辺地区	国分寺崖線	水	道	駅	農	一70又上日74次
	・深大寺通り,寺前通り,参道の いずれかに接する敷地	・「東京都景観計画」に示されてい た「国分寺崖線景観基本軸」を もとに設定	・多摩川の堤防から概ね 100mの 範囲 ・野川の河川区域から概ね 20mの 範囲	甲州街道, 武蔵境通り, 鶴川街道, 三鷹通り, 品川通り及び旧甲州 街道等の道路境界線より 20〜 30mの範囲	・京王電鉄京王線の仙川駅,つつじヶ丘駅,柴崎駅,国領駅,布田駅,調布駅,西調布駅,飛田給駅及び京王電鉄相模原線の京王多摩川駅の各駅周辺の,「商業地域」及び「近隣商業地域」の一部・調布駅,布田駅,国領駅間の鉄道敷地に接する敷地	・染地・布田周辺地区 布田 6 丁目, 染地 1 丁目, 2 丁 目の一部, 国領町 6 丁目 ・佐須町・深大寺南町周辺地区 佐須町 1~5 丁目, 深大寺南町 1 ~5 丁目, 柴崎 1, 2 丁目の一部	・市域全域から重点地区を除く
位置	0 L 2 7	★ 2 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 2	\$ 5 A 1	受賞を表示。 ・	O TO TO THE PROPERTY OF THE PR	後頭布·湿大寺南町福辺地区 後頭布·湯大寺南町福辺地区 最前・南田周辺地区 「東西東山市区地区	第大寺連り県辺豊観的改革点地区 田分寺園緑美観的成革点地区 田分寺園緑美観的成革点地区 重点地区を除く地域
景観形成の目標・方針	景観形成目標 国分寺崖線の豊かな水と緑を保全・活用し、安らぎある武蔵野の原風景を再生します。また、"真壁造り"等の特徴的な・文化を建築形をできる。できたいではながら、観光では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部	・崖線の歴史的・文化的資源を生か した景観の形成 ・崖線の存在を生かした魅力ある	景観形成方針 ・多摩川の空が大きく広がる開放 感のある景観の魅力を高めます。 ・野川などがつくり出す多様な自 然環境の魅力を高めます。 ・調布らしさを感じさせる水辺空 間の魅力を高めます。	景観形成方針 ・まちとまちを結び、快適な市民生活を支える主要な道路の景観形成を図ります。 ・誰もが安全・安心に移動できる歩道空間の景観形成を図ります。 ・連続した街並みを意識した沿道の景観誘導を図ります。 ・宿場町の面影を生かした旧甲州街道沿いの街並み景観の熟成を図ります。	景観形成方針 ・中心市街地の拠点となる調布駅周辺の景観形成を図ります。 ・地域特性に応じた個性的な駅周辺の景観ができる。の場でである。のでは、まれて、ままででは、まままでである。のでは、ままででは、ままででは、ままででは、ままででは、ままででは、ままででは、ままででは、ままででは、ままででは、ままででは、ままがでは、まがでは、	<ul> <li>景観形成方針</li> <li>・佐須町などに残る「農」の風景の保全により次世代に伝える景観の熟成を図ります。</li> <li>・身近に食を感じられる都市農地などの保全・活用により景観を育みます。</li> <li>・街並みの中に「農」が生きづく調和した景観を育みます。</li> </ul>	

111	ᅶᇋᄼ	景観形成	重点地区		景観形成	推進地区		\$D.44.44
7[	域区分	深大寺通り周辺地区	国分寺崖線	水	道	駅	農	一般地域
	届出対象	A:新築,改築,移転         ・全ての行為         B:增築         ・全ての行為         C.外観,模様替え、色彩の変更         ・全ての行為	A:新築, 改築, 移転 ・高さ 10m以上 ・延べ面積 500 ㎡以上 B: 増築 ・増築後の高さが 10m以上となるもの ・増築後の延べ面積が 500 ㎡以上となるもの C. 外観, 模様替え、色彩の変更 ・高さ 10m以上 ・延べ面積 500 ㎡以上	A:新築, 改築, 移転 ・高さ 20m以上 ・延べ面積 3,000 ㎡以上 B: 増築 ・増築後の高さが 20m以上となる もの ・増築後の延べ面積が 3,000 ㎡以上 となるもの C. 外観, 模様替え、色彩の変更 ・高さ 20m以上 ・延べ面積 3,000 ㎡以上	A:新築, 改築, 移転 ・高さ 20m以上 ・延べ面積 3,000 ㎡以上 B: 増築 ・増築後の高さが 20m以上となるもの ・増築後の延べ面積が 3,000 ㎡以上となるもの C. 外観, 模様替え、色彩の変更 ・高さ 20m以上 ・延べ面積 3,000 ㎡以上	もの	A:新築, 改築, 移転 ・高さ 20m以上 ・延べ面積 3,000 ㎡以上 B: 増築 ・増築後の高さが 20m以上となる もの ・増築後の延べ面積が 3,000 ㎡以上 となるもの C. 外観, 模様替え、色彩の変更 ・高さ 20m以上 ・延べ面積 3,000 ㎡以上	A:新築, 改築, 移転         ・高さ 20m以上         ・延べ面積 3,000 ㎡以上         B: 増築         ・増築後の高さが 20m以上となるもの         ・増築後の延べ面積が 3,000 ㎡以上となるもの         C. 外観, 模様替え、色彩の変更         ・高さ 20m以上         ・延べ面積 3,000 ㎡以上
建築物の新築等	景観形成基準配置	<ul> <li>・国分寺崖線の緑の景観が連続するような配置とする。</li> <li>・壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、周辺の街並みとの調和に配慮した配置と資源や樹木等の残すべきを自然なかした配置とでは、これらを生まがある場合には、これらを生まがある場合には、通りように努め合など、では、では、通りには、通りには、がは、ではないが、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、</li></ul>	・国分寺崖線の緑の景観が連続するような配置とする。 ・壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、周辺の街並みとの調和に配慮した配置とする。 ・敷地内や周辺に歴史的な資源や樹木等の残すべき自然などがある場合には、これらを生かした配置とする。	・壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など,河川沿いのある空間や周辺の街で間での調和に配慮した配置と樹場の残すべき自然などがもるといった配置とする。     ・建築物に附帯する屋外の階間とする。     ・建築物に附帯する屋外の階間にオープンスペースを設ける。     ・適路等の公共空間側にオープンスペースを設ける。     ・河川側に建築物の顔を向けるなど河川に配慮した配置とする。	・壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、周辺の街立る。     ・敷地内に歴史的などがあるとする。     ・敷地内に歴史的などがある置とする。     ・建築物に対する屋外の階間をは、近番等の公共で間側にオープンスペースを設ける。     ・道路等の公共空間と連続したオープンスペースを確保する慮した配置とする。     ・適路等の公共で間の快適性に配慮した配置とする。	棟間隔の確保など、駅周辺のまとまりのある景観との調和に配慮した配置とする。 ・敷地内に歴史的な資源や樹木等の残すべき自然などがある場合には、これらを生かした配置とす	・壁面の位置の連続性や適切な隣 棟間隔の確保など,農地の広配配 した配置とする。 ・敷地内に歴史的な資源やあると の残すべき自然などがした配置と のは,これらを生かした配置する。 ・建築物に附帯する屋外の階間かより 見えにくい位置に配置するよう に努める。 ・道路等の公共空間側にオープン スペースを設ける。	・壁面の位置の連続性や適切な隣 棟間隔の確保など、周辺の街並み との調和に配慮した配置とする。 ・敷地内に歴史的な資源や樹木等 の残すべき自然などがある場合 には、これらを生かした配置とす る。 ・建築物に附帯する屋外の階段や 設備等は、道路等の公共空間から 見えにくい位置に配置するよう に努める。 ・道路等の公共空間側にオープン スペースを設ける。
	高さ・規模	・高さは、崖線の緑や周辺建築物群のスカイラインとの調和を図り、著しく突出した高さの建築物は避ける。特に崖線の樹木に隣接する敷地では崖線の低地部の樹木の最高高さを超えないよう工夫する。 ・周辺の主要な眺望点(道路・河川・公園など)からの見え方に配慮し、国分寺崖線の景観との一体性や調和を図る。 ・深大寺通り、寺前通り、参道からの見え方に配慮し、周辺樹林や街並みとの調和を図る。	・高さは、崖線の緑や周辺建築物群のスカイラインとの調和を図り、著しく突出した高さの建築物は避ける。特に崖線の樹木に隣接する敷地では崖線の低地部の樹木の最高高さを超えないよう工夫する。 ・周辺の主要な眺望点(道路・河川・公園など)からの見え方に配慮し、国分寺崖線の景観との一体性や調和を図る。	の建築物との調和を図る。	・周辺からの見え方に配慮し、周囲の建築物との調和を図る。 ・周囲の建築物の規模やそれらが形成しているスカイラインとの調和を図る。	の建築物との調和を図る。 ・駅, 駅前広場等からの見え方に配	・周辺からの見え方に配慮し,周囲の建築物との調和を図る。 ・農地の広がりのある景観や,周囲の樹木等との調和に配慮した高さとする。	・周辺からの見え方に配慮し, 周囲 の建築物との調和を図る。

1161-47	<del>.</del> /\	景観形成重点地区			景観形成	推進地区		\$F.14.4
地域[	<u></u> አፓ	深大寺通り周辺地区	国分寺崖線	水	道	駅	農	一般地域
	形態・意匠・色彩	・形態・意匠は、建築物自体のバランスだけでなく、国分寺崖線の緑や周辺の街並みとの調和を図る。 ・外壁は、長大な壁面を避けるなど、圧迫感の軽減を図る。 ・屋根や屋上に設備等を設ける場合は、建築物と一体的に計画するなど周囲からの見え方に配慮する。 ・建築物に附帯する構造物や設備等は、建築物と一体的な意匠とするか、周囲から目立たない工夫を施し、建築物本体や周囲との調和を図る。 ・色彩は、以下のマンセル表色系に示す範囲内とし、周辺景観との調和を図る。	・形態・意匠は、建築物自体のバランスだけでなく、国分寺崖線の緑や周辺の街並みとの調和を図る。 ・外壁は、長大な壁面を避けるなど、圧迫感の軽減を図る。 ・屋根や屋上に設備等を設ける場合は、建築物と一体的に計画するなど周囲からの見え方に配慮する。 ・建築物に附帯する構造物や設備等は、建築物と一体的な意正大を施し、建築物本体や周囲との調和を図る。 ・色彩は、以下のマンセル表色系に示す範囲内とし、周辺景観との調和を図る。	・形態・意匠は建築物全体のバランスだけでなく,河川沿いの広がりや緑豊かな景観,また周辺の建築物等との調和を図る。 ・屋根や屋上に設備等を設ける場合は,建築物と一体的に計画する。 ・建築物に附帯する構造物や設備等は,建築物と一体の窓に工夫を施り、建築物本体や周囲との調和を図る。 ・色彩は,以下のマンセル表色系に示す範囲内とし,周辺景観との調和を図る。	・形態・意匠は建築物全体のバランスだけでなく、隣り合った建築物や周辺の街並みとの調和を図る。 ・屋根や屋上に設備等を設ける場合は、建築物と一体的に計画するなど周囲からの見え方に配慮する。 ・建築物に附帯する構造物や設備等は、建築物と一体的な意匠とするか、周囲から目立たない工夫を施し、建築物本体や周囲との調和を図る。 ・色彩は、以下のマンセル表色系に示す範囲内とし、周辺景観との調和を図る。	<ul> <li>・形態・意匠は建築物全体のバラシリのある景観、また周辺の建築物をというでき物をといるでは、いたでは、いたのののでは、いたのののでは、いたののでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は</li></ul>	・形態・意匠は建築物全体のバランスだけでなく、農地の広がりや緑豊かな景観、また周辺の建築物等との調和を図る。 ・屋根や屋上に設備等を設ける場合は、建築物と一体的に計画するなど周囲からの見え方に配慮する。 ・建築物に附帯する構造物や設備等は、建築物と一体的な意匠とするか、周囲から目立たない工夫を施し、建築物本体や周囲との調和を図る。 ・色彩は、以下のマンセル表色系に示す範囲内とし、周辺景観との調和を図る。	・形態・意匠は建築物全体のバランスだけでなく、周辺の建築物等との調和を図る。 ・屋根や屋上に設備等を設ける場合は、建築物と一体的に計画するなど周囲からの見え方に配慮する。 ・建築物に附帯する構造物や設備等は、建築物と一体の記では、建築物を向間との調和を図る。 ・色彩は、以下のマンセル表色系に示す範囲内とし、周辺景観との調和を図る。
建築物の新築等	公開空地・外構・緑化等	<ul> <li>・国のは、大田のは、大田のは、大田のは、大田のは、大田のは、大田のは、大田のは、大田</li></ul>	<ul> <li>・国分表では、</li> <li>・国分表では、</li> <li>・大きないのできるのできるのできる。</li> <li>・大きないのできるのできるのできる。</li> <li>・大きないのできるのできるのできる。</li> <li>・大きないのできるのできる。</li> <li>・大きないのできるのできる。</li> <li>・大きないのできるのできる。</li> <li>・大きないのできるのできる。</li> <li>・大きないのできるのできる。</li> <li>・大きないのできる。</li> <li>・大きないのできるできる。</li> <li>・大きないのできるできる。</li> <li>・大きないのできるできる。</li> <li>・大きないのできるできるできる。</li> <li>・大きないのできるできるできるできる。</li> <li>・大きないのできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるで</li></ul>	<ul> <li>・敷地内はできる限り緑化を図り、 周辺の街。また、行う。</li> <li>・緑化に当たっては、、樹でない、 最上にでいる場合ととない。</li> <li>・緑化に当時のではは、 、緑化には、 、緑ではいまする。</li> <li>・外構とないのでは、 、大ではないでは、 、大ではないでは、 、大ではないでは、 、大ではないでは、 、大ではないでは、 、大ではないでは、 、大ではないでは、 、大では、 、大では、 、大では、 、大では、 、大では、 、大では、 、大では、 、大ででは、 、大ででは、 、大ででは、 、大ででは、 、大ででは、 、大ででは、 、大ででは、 、大ででは、 、大ででは、 、大でででは、 、大ででは、 、大ででは、 、大ででは、 、大でで、 、、 、大でで、 、、 、、 、、 、、 、、 、、 、、 、、 、、 、、 、、 、、</li></ul>	・敷地内はできる限り緑化を図り、 周辺の街路を大。 ・緑化に当たっては、樹種の選定にの 緑化に当たって街路樹や公園、植物のものできるにであるとともるよう。 ・緑化に当にのの街路ととなるは、同辺の街路ととなるはできるととなるはでする。 ・外構計ではないではないではないではないではないではできる。 ・外ではいいではないではないではできる。 ・外ではいいではではではではではではではではではではではではではではではではではで	・敷切り、 ・敷切の街路を開から、 ・敷辺の街路を開かる。 ・緑化にし、間辺の街路を開かる。 ・緑化にし、間辺の街路をは、 ・緑化にし、間辺の街路をは、 ・緑化にし、間辺の街路をは、 ・のはまを間でする。 ・外構計では、 ・外構がでする。 ・外構がでする。 ・外構がでする。 ・外構がでする。 ・外構がでは、 ・外構がでは、 ・のでで、 ・のでで、 ・のでで、 ・のでで、 ・のでで、 ・のでで、 ・調では、 ・のでで、 ・調では、 ・のでで、 ・調では、 ・のでで、 ・調では、 ・のでで、 ・調では、 ・のでで、 ・調では、 ・のでで、 ・調では、 ・のででは、 ・のででは、 ・ででが、 ・ででは、 ・ででが、 ・でが、	度な照明は控える。また、農地に 過度な明るさの照明は向けない よう配慮する。 ・隣接するオープンスペースとの 連続性を確保し、オープンスペー	<ul> <li>・敷地内はできる限り緑化を産産の場合できる限り緑化を積極的に行う。</li> <li>・緑化に当たっては、樹種の選定に配慮となる。</li> <li>・好構との子がではないの景観を変がする。</li> <li>・外構を図っては、樹種の選定を図るでは、敷地内のデ隣接がでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大き</li></ul>

1161 <del>-1</del> 61 /	景観形成	重点地区		景観形成	推進地区		\$D.114.1-P
地域区分	深大寺通り周辺地区	国分寺崖線	水	道	駅	農	一般地域
届出対象	全ての行為	A:新築, 改築, 移転 a. 煙突, 鉄柱, 装飾塔, これらに類するもの 10m以上 全てのもの た, 独陸機, ウォーターシュート, コースターその他にれらに対するもの(回転運動遊戯施設, 自動車庫(建築物であるものを) との他にれらに類するもの を, シースの他にれらに類するもの き, 墓園その他これに類するもの き, 墓園その他これに類するもの き, 墓園その他にれに類するもの き, 単築後の規模が「新設, 改築, 移転」のいずれかに該当するもの で, 外観, 模様替え、色彩の変更・新設, 改築, 移転に規定する規模	A:新築、改築、移転 a. 煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔、その他これらに類するもの b. 擁壁 c. 昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに対するもの(回転運動遊戯施設を含む) d. 製造施設、自動車車を設践施設、自動車車を除く)その他これらに類するもの B: 増築・増築後の規模が「新設、改築、移転」のいずれかに該当するもの C.外観、模様替え、色彩の変更・新設、改築、移転に規定する規模	A:新築、改築、移転   a. 煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔,物見塔,その他これらに類するもの   b. 擁壁   c. 昇降その他これらに類するもの   (回転運動遊戲施設を含む)   d. 製造施設、貯蔵施設、	a. 無寒、改築、移転     a. 煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔、その他これらに類するもの     b. 擁壁 全てのもの     c. 昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの(回転運動遊戯施設を含む)     d. 製造施設、自動車車を除く)その他これらに類するもの     d. 製造施設、自動車車を除く)その他これらに類するもの     d. 製造施設、自動車車を除く)その他これらに類するもの     d. 製造施設、自動車車を除く)その他これらに類するもの     d. 製造施設、自動車車を除く)そのの他これらに類するもの     d. 単築後の規模が「新設、改築、移転」のいずれかに該当するもの     c. 外観、模様替え、色彩の変更・新設、改築、移転に規定する規模     c. 外観、模様替え、色彩の変更	A:新築, 改築, 移転         a. 煙突, 鉄柱, 装飾塔, 記。 大学, 物見塔, その他これらに類するもの         b. 擁壁         c. 昇降機, ウォーターシュート, ユティーターの他これらに類するもの(回転運動遊戯施設を含む)         d. 製造施設, 貯蔵施設, 遊戯施設, 自動車車庫(建築物であるものを除く) その他これらに類するもの         B: 増築         ・増築後の規模が「新設, 改築, 移転」のいずれかに該当するもの変更         c.外観, 模様替え、色彩の変更         ・新設, 改築, 移転に規定	A:新築, 改築, 移転 a. 煙突, 鉄柱, 装飾塔, 記 念塔, 物見塔, その他これらに類するもの b. 擁壁 c. 昇降機, ウォーターシュート, コースターその他これらにするもの(回転運動遊戯施設を含む) d. 製造施設, 貯蔵施設, 直弦 20m以上 第 20m以上 第 20m以上 第 20m以上 第 3,000 m以上 9 3
	・事業地や周辺に寺社や記念碑などの歴史的資源や樹木などの残すべき自然がある場合は、これらの資源が周辺の公共施設(道路・河川・公園)から眺望できるような配置とする。 ・周囲の建築物や街並み、樹林等の自然資源等に配慮し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねることのないように努める。	・事業地や周辺に寺社や記念碑などの歴史的資源や樹木などの残すべき自然がある場合は、これらの資源が周辺の公共施設(道路・河川・公園)から眺望できるような配置とする。 ・周囲の建築物や街並み、樹林等の自然資源等に配慮し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねることのないように努める。	・斜面等への設置を避ける。 ・周囲の建築物や街並み、樹林等の 自然資源等に配慮し、良好な景観 の連続性やまとまりを損ねるこ とのないように努める。	・斜面等への設置を避ける。 ・周囲の建築物や街並み, 樹林等の 自然資源等に配慮し, 良好な景観 の連続性やまとまりを損ねるこ とのないように努める。	・斜面等への設置を避ける。 ・周囲の建築物や街並みに配慮し, 良好な景観の連続性やまとまり を損ねることのないように努め る。 ・隣接する建築物等の壁面位置を 考慮して設置する。	・斜面等への設置を避ける。 ・周囲の建築物や街並み, 樹林や農 地に配慮し, 良好な景観の連続性 やまとまりを損ねることのない ように努める。	・斜面等への設置を避ける。 ・周囲の建築物や街並み,樹林等の 自然資源等に配慮し,良好な景観 の連続性やまとまりを損ねるこ とのないように努める。
工作物の新設等	・周辺建築物群のスカイラインとの調和を図り、崖線の台地部の高さから著しく突出した高さの工作物は避ける。 ・崖線の低地部から崖線の緑が眺望できるような配置や規模とし、 崖線の連続性を確保する。 ・通りの歩行者に圧迫感を感じさせないように配慮する。	・周辺の建築物群のスカイラインとの調和を図り、崖線の台地部の高さから著しく突出した高さの工作物は避ける。 ・崖線の低地部から崖線の緑が眺望できるような配置や規模とし、崖線の連続性を確保する。	・圧迫感を感じさせないよう,長大な壁面の設置は避ける。 ・河川堤防,橋や水上等からの見え方に配慮する。	な壁面の設置は避ける。 ・周囲の建築物との調和を図り、著しく突出した高さとならないよう努める。 ・沿道からの見え方に配慮し、周辺の街並みとの調和を図る。	な壁面の設置は避ける。 ・周囲の建築物との調和を図り、著しく突出した高さとならないよう努める。	・圧迫感を感じさせないよう,長大な壁面の設置は避ける。 ・周辺の建築物や樹木,広がりの感じられる農地等との調和に配慮した高さとする。	・圧迫感を感じさせないよう,長大 な壁面の設置は避ける。
	・崖線の低地部から見たときに,崖線の緑や周辺建築物と調和する形態・意匠とする。 ・色彩は,以下のマンセル表色系に示す範囲内とし,周辺景観との調和を図る。 ※:他の法令等で使用する色彩が定められているもの,コースターなどの遊戯施設で,壁面として認識できる部分を持たないものは,この限りではない。	・崖線の低地部から見たときに,崖線の緑や周辺建築物と調和する形態・意匠とする。 ・色彩は,以下のマンセル表色系に示す範囲内とし,周辺景観との調和を図る。 ※:他の法令等で使用する色彩が定められているもの,コースターなどの遊戯施設で,壁面として認識できる部分を持たないものは,この限りではない。	・工作物本来の機能を損ねることのない範囲で、周辺の景観との調和に配慮する。 ・建築物と一体的に建設する場合は、建築物本体の形態や意匠との調和に配慮する。 ・色彩は、以下のマンセル表色系に調和に配慮する。 ・色彩は、以下のマンセル表色系に示す範囲内とし、周辺景観との調和を図る。 ※:他の法令等で使用する色彩が定められているもの、コースターなどの遊戯施設で、壁面として認識できる部分を持たないものは、この限りではない。	は、建築物本体の形態や意匠との調和に配慮する。 ・色彩は、以下のマンセル表色系に示す範囲内とし、周辺景観との調和を図る。 ※:他の法令等で使用する色彩が定	は、建築物本体の形態や意匠との調和に配慮する。 ・色彩は、以下のマンセル表色系に示す範囲内とし、周辺景観との調和を図る。 ※:他の法令等で使用する色彩が定	は、建築物本体の形態や意匠との 調和に配慮する。 ・色彩は、以下のマンセル表色系に 示す範囲内とし、周辺景観との調 和を図る。	は、建築物本体の形態や意匠との 調和に配慮する。 ・色彩は、以下のマンセル表色系に 示す範囲内とし、周辺景観との調 和を図る。
	・宅地部や田園部の関静な街並み、 崖線の低地部から視界に入る場所では、過度な照明を使用しない。 ・緑化を行うに当たっては、崖線の 植生に適した樹種を選定し、崖線の の景観形成に寄与するとともに、 植樹は、崖線の台地側から見たと きに工作物への視界を遮るよう な配置とする。 ・敷地内や屋上・壁面の緑化を推進 し、緑豊かで落ち着きのある景観 形成を図る。	い。 ・緑化を行うに当たっては、崖線の植生に適した樹種を選定し、崖線の景観形成に寄与するとともに、植樹は、崖線の台地側から見たときに工作物への視界を遮るような配置とする。 ・敷地内や屋上・壁面の緑化を推進	_	—	_	—	_

10	h4-4 15-7	· /\	景観形成	重点地区		景観形成	推進地区		₩₩₩₩₩
11	地域区	בע:	深大寺通り周辺地区	国分寺崖線	水	道	駅	農	一般地域
	対象	届出	開発区域の面積が 500 ㎡以上	開発区域の面積が 500 ㎡以上	開発区域の面積が 3,000 ㎡以上	開発区域の面積が3,000 ㎡以上	開発区域の面積が 3,000 ㎡以上	開発区域の面積が3,000 ㎡以上	開発区域の面積が3,000 ㎡以上
開発行為	景観形成基準	土地利用	・事業地内外の緑が、崖線、周辺市街地の緑、公園や散策路と一体となる緑のネットワークが形成できる計画とする。 ・事業地に設置するオープンスペースは、崖線の緑と連続する配置とする。 ・事業地内や周辺に寺社や記念碑などの歴史的な資源や樹る場合には、これらを生かした計画とする。 ・区画割によって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、地域の良好な景観の形成を図る。	・事業地内外の緑が、崖線、周辺市 街地の緑のネットの緑が、崖線、 高辺やで きる計画とする。 ・事業は、岸線の緑と連続する計画とままでは、 一とする。 ・事とする。 ・事とする。 ・事とする。 ・事とは、一次でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	・事業地内は、周囲のオープンスペースや樹木等の景観との調和に配慮した計画とする。 ・事業地内や周辺に、歴史的な資源や残すべき自然などがある場合には、これらを生かした計画とする。 ・区画割によって不整形な土地が生じる場合には、はかい広場では、これらを生かが生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、地域の良好な景観の形成を図る。 ・事業地内の将来的なまちづくりのおきがある計画とする。 ・電線類は道路を整備する際に地中化したりするなどの工夫をする。	・事業地内は、周囲のオープンスペースや樹木等の景観との調和に配慮した計画とする。 ・事業地内や周辺に、歴史的な資源や残すべき自然などがある画とがある画とがある画となって不整形ながある画とは、は、地域の形成を図る。 ・医じる場合になど、地域の形成を図る。 ・事業地内の将来的なまち区毎の形成を図る。 ・事イメージを意識したりままりのおる路を整備するとまり類は道り、目立たない場所に設置したりするなどの工夫をする。	<ul> <li>・事業地内は、周囲のオープンスペースや樹木等の景観との調和に配慮した計画とする。</li> <li>・事業地内や周辺に、歴史的な資源や残すべき自然などがある場合には、これらを生かした計画とする。</li> <li>・区画割によって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場が上で活用するなど、地域の形成を図る。</li> <li>・事業地内の将来的なまちづくりのある計画とする。</li> <li>・電線類は道路を整備する。</li> <li>・電線類は道路を整備する。</li> <li>・電線類は近たり、目立たない場所に設置したりするなどの工夫をする。</li> </ul>	・事業地内は、周囲の農地や樹木計画との調和に配慮したの調和に配慮したの調和に配慮したする。 ・事業地内や周辺に、歴史的な場でである場合には、これらを生かした計画ではなどがある画とする。 ・農地に隣接する場合は、緑がつないであるよう、オープンスペースを設けるよう計画する。 ・医地に隣接する場合は、緑がつないまるよう計画する。 ・医地に隣接する場合には、緑地や小の良がるよう計画する。 ・医地に関する場合には、緑地や小の良好ないでは、まりのであるはが、地域の表がでいまちには、いいでは、地域の良好ない。 ・事業地内ののででは、地域のよまりののでは、地域のあるのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	・事業地内は、周囲のオープンスペースや樹木等の景観との調和に配慮した計画とする。 ・事業地内や周辺に、歴史的な資源や残すべき自然などがある場合には、これらを生かした計画とする。 ・区画割によって不整形な土地が生じる場合には、はかい良好ながある場合には、緑地や小良好などがある場合には、緑地や小良好な景観が形成を図る。 ・事業地内の将来的なまちづくりまとまりのある計画とする。 ・電線類は道路を整備する際に地中化したり、目立たない大きする。
		造成等	・崖線の大幅な改変を避け,長大な 擁壁や法面等が出現しないよう にする。 ・擁壁や法面では壁面緑化などを 行い,圧迫感の軽減を図る。	・崖線の大幅な改変を避け,長大な 擁壁や法面等が出現しないよう にする。 ・擁壁や法面では壁面緑化などを 行い,圧迫感の軽減を図る。	・大幅な地形の改変を避け,長大な 擁壁や法面などが生じないよう にする。 ・擁壁や法面では,壁面緑化などを 行い,圧迫感の軽減を図る。	・大幅な地形の改変を避け,長大な 擁壁や法面などが生じないよう にする。 ・擁壁や法面では壁面緑化などを 行い,圧迫感の軽減を図る。	・大幅な地形の改変を避け、長大な 擁壁や法面などが生じないよう にする。 ・擁壁や法面では壁面緑化などを 行い、圧迫感の軽減を図る。	・大幅な地形の改変を避け,長大な 擁壁や法面などが生じないよう にする。 ・擁壁や法面では壁面緑化などを 行い,圧迫感の軽減に図る。	・大幅な地形の改変を避け,長大な 擁壁や法面などが生じないよう にする。 ・擁壁や法面では壁面緑化などを 行い,圧迫感の軽減を図る。
		緑化	・事業地内はできる限り緑化を図り、周辺や崖線の景観との調和を図り、潤いのある空間を創出する。 ・緑化に当たっては、崖線の植生に調和した樹種を選定する。	・事業地内はできる限り緑化を図り、周辺や崖線の景観との調和を図り、潤いのある空間を創出する。 ・緑化に当たっては、崖線の植生に調和した樹種を選定する。	_	_	_	_	_
	1	届出対象	. 進成西籍が 500 ペリト	土地の開墾, 土石の採取, 鉱物の掘 採その他土地の形質の変更 造成面積が 500 ㎡以上 屋外における土石・廃棄物・再生資 源・その他の物件の堆積 ・造成面積が 500 ㎡以上	_	_	_	_	_
土木の堆積等	景観形成基準	配置	・道路等の公共空間から見えにく い位置に堆積させるか,あるいは 可能な限り後退させるよう努め る。	・道路等の公共空間から見えにく い位置に堆積させるか,あるいは 可能な限り後退させるよう努め る。	_		_		_
	形成基準 	遮蔽	・道路等の公共空間から堆積物が容易に見えないよう敷地外周部に遮蔽措置を講じるよう努める。 ・遮蔽物は、周囲の街並みや自然景観との調和に配慮したものとするよう努める。	・道路等の公共空間から堆積物が容易に見えないよう敷地外周部に遮蔽措置を講じるよう努める。 ・遮蔽物は、周囲の街並みや自然景観との調和に配慮したものとするよう努める。	_	_	—	_	_

## 【景観計画(地域区分別):位置/目標・方針/届出対象/景観形成基準/色彩】

## 色彩基準

対象地域		適用箇所	色相	明度	彩度
		外壁基本色	0R∼4.9YR		4 121 -
	深大	(外壁各面の4/5以上)	5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満	4以下
景	深大寺通り周辺	(工作物の表面を含む)	その他		1以下
観形	り	61 Oda (	0R∼4.9YR		4以下
成重	辺	外壁強調色 (外壁各面の 1/5 以下)	1 h NVR~h NV 1	_	6以下
景観形成重点地区	・国分寺崖線	(7)至日岡の1/3次17	その他		2以下
区		す デ に <b>を</b> <b>を</b> <b>を</b> <b>を</b> <b>を</b>	0R∼4.9YR		2以下
	線		5.0YR~5.0Y	6以下	4以下
	1,20		その他		2以下

			00 4 000	8.5以上	4以下		
	水		0R∼4.9YR	4以上8.5未満	1.5以下		
	· 道	外壁基本色 (外壁各面の 4/5 以上)	F OVD F OV	8.5以上	6以下		
	・駅・農)景	(工作物の表面を含む)	5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満	2以下		
			7.07/H	8.5以上	2以下		
			その他	4以上8.5未満	1以下		
	域・景観形成推進地区	AL DOOLS OF	0R∼4.9YR		4以下		
	成推	外壁強調色 (外壁各面の 1/5 以下)	5.0YR~5.0Y	_	6以下		
	進	(7)至日岡の1/3次1/	その他		2以下		
	区	屋根色	屋根面の立ち上 を算出する	がりを外壁に含め	て面積割合		

※外壁面の見付け面積の5%以下で、かつ主に建築物の中低層部で用いる場合は、 外壁強調色の基準に従うことなく、アクセントとなる色を用いることができる。

